

要 望 書

竹島領有権及び周辺海域における
漁業秩序の早期確立について

竹島領土権確立隱岐期成同盟会
(島根県 隠岐島)

要望の趣旨

竹島の領有権、及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について

要望の理由

竹島は、歴史的にも国際法上も島根県隠岐の島町に帰属するわが国固有の領土です。しかしながら韓国は、1952年（昭和27年）1月、一方的に海洋主権宣言「李ライン」を設定し、爾来半世紀以上にわたり同島を不法占拠しています。

島根県議会は、1905年（明治38年）2月22日の竹島を隠岐島の所管とする、当時の島根県知事告示から数えて100周年の節目の年にあたる2005年（平成17年）を記念し、2月22日を『竹島の日』とする条例を制定しました。

また平成11年には、竹島周辺海域について、排他的経済水域や暫定水域を設ける日韓新漁業協定が締結されましたが、同島周辺海域での安全操業はおろか、操業漁場の確保すら出来ない中で今日を迎えるに至ったことは、誠に無念の極みであります。

一昨年来の、独島海洋科学基地等建設の動きや、昨年8月の李明博大統領竹島上陸等は、竹島主権の更なる強化や排他的経済水域の拡大に繋げようとする以外のなにものでもありません。

つきましては、本件に係る国際司法裁判所への提訴、並びに「日本の竹島の日」制定はもとより、次の事項の早期実現を強く要望いたします。

記

1. 竹島を所管する組織を設置すること

外海離島の領有権確立は、国際社会における国家主権の根幹に関わるものであり、北方領土問題に繋がる同列の案件として、内閣府に所管する組織を早急に設置して頂きたい。

2. 隠岐島に「竹島漁撈歴史記念館」を設置すること

竹島が韓国の不法占拠下にある今、隠岐の島町（旧五箇村）に所属していたという歴史的事実を風化させないために、また日本領土としての“証し”を示すため、所管を委ねられる隠岐の島町内に普及啓発施設として国直轄の「竹島漁撈歴史記念館」を設置して頂きたい。

3. 暫定水域における漁業秩序の確立を図ること

隠岐島周辺の排他的経済水域内（EEZ）における漁業秩序や、海洋資源の総合的な維持管理体制を確立するにふさわしい、改正日韓漁業協定の早期締結に取り組んで頂きたい。

4. 国境離島における国防体制の強化を図ること

竹島や隠岐島を含む国境離島は日本の領域の基点であり、国安全保障や、海洋利益の最前線に立ち重要な役割を担っています。島民が安心して暮らせる国防体制の更なる強化を図って頂きたい。